伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、単位自治会の健全な発展と円滑な運営を図り、もって住民の福祉を増進するため、地域集会所等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において伊勢原市地域集会所等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和５５年伊勢原市規則第１９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 単位自治会　地域の主体的住民自治組織として市長が認める自治会をいう。

(2) 地域集会所等　単位自治会が所有し、又は借り受けて管理運営し、単位自治会の用に供している建物並びに単位自治会の利用に供する附属建物及び工作物をいう。

(3) 新築　新たに地域集会所等を建築し、又は既存の地域集会所等の全部を取り壊して新しく建てること、並びに地域集会所等として建物を購入することをいう。

(4) 増改築　既存の地域集会所等の床面積を増加させ、又は地域集会所等の一部を取り壊して、これを建て直すことをいう。

(5) 補修　地域集会所等の一部が傷み、機能が低下したものを修繕又は機能を高めるために新しい設備等を取り付けて機能の増加を図ることをいう。

(6) 借地料　地域集会所等の設置のために借り受けた土地の賃料をいう。

(7) 借家料　建物を借り受けて地域集会所等を設置したときの借り受けた建物の賃料をいう。

（補助金の額等）

第３条　市長は、単位自治会に対し地域集会所等の設置に要する経費について、次に定めるところにより補助金を交付する。ただし、土地の取得費及び造成費は、除くものとする。

(1) 新築　工事費等の６０パーセント以内とし、１，２００万円を限度とする。

(2) 増改築　工事費の６０パーセント以内とし、６００万円を限度とする。

(3) 補修　工事費が１０万円以上のものについて工事費の６０パーセント以内とし、４００万円を限度とする。

(4) 借地料　固定資産税等相当額の１００分の１２０以内とする。ただし、借地料がこの金額に満たない場合には、当該借地料の額とする。

(5) 借家料　固定資産税等相当額の１００分の１２０以内とする。ただし、借家料がこの金額に満たない場合には、当該借家料の額とする。

２　前項に規定する補助金のうち、単位自治会の利用に供する附属建物及び工作物に関する補助金は、当該附属建物及び工作物が地域集会所と同一敷地内にある場合に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

３　第１項の規定にかかわらず、市長は、地域集会所等の敷地が災害による被害を受けたとき、又は災害を未然に防止する必要があると認めるときは、当該敷地に係る造成工事、擁壁工事等に関し補助金を交付することができる。この場合における補助金の額は、

工事費の６０パーセント以内とし、２００万円を限度とする。

４　市長は、特に必要があると認めるときは、第１項及び第３項に定める補助金の額を引き上げることができる。

５　補助金は、千円未満切捨てとする。

（交付の要望）

第４条　補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要望書（第１号様式）を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の９月末日までに市長に提出しなければならない。

（内定通知）

第５条　市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、単位自治会の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市地域集会所等設置補助金内定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第６条　前条第２項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付（変更交付）申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新築、増改築及び補修の場合

ア　事業計画書

イ　収支予算書

ウ　契約書の写し又は見積書の写し

エ　その他市長が必要と認める書類

(2) 借地料及び借家料の場合

ア　借地料・借家料状況調書

イ　収支予算書

ウ　賃貸借契約書の写し又は使用を承諾した書類の写し

エ　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（着手又は完成）

第８条　単位自治会は、第６条第１号の補助事業を着手したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金事業着手届（第５号様式）を、事業が完成したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金事業完成届（第６号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（変更交付の申請）

第９条　第７条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付（変更交付）申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書
(2) 収支変更予算書
(3)　事業変更後の契約書の写し又は見積書の写し

（変更交付の決定）

第１０条　市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書（第７号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第１１条　規則第６条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第８号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業変更（中止･廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第９号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第１２条　規則第７条第１項第１号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった事業費の１０％以下の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第１３条　規則第９条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から１０日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第１４条　補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付請求書（第１０号様式）に伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書又は伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１５条　規則第１４条の規定による実績報告は、伊勢原市地域集会所等設置補助金実績報告書（第１１号様式）により、次の各号に掲げる書類を添えて当該補助事業等の完了の日から３０日を経過した日又は当該年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 新築、増改築及び補修の場合
　ア　事業成果報告書
　イ　収支決算書（見込み）
　ウ　工事完成（経過を含む。）写真

エ　領収書の写し又は請求書の写し
オ　検査済証の写し（建築確認申請書は、必要な場合に限る。）
カ　土地又は建物の登記簿謄本の写し（新築又は増改築の場合に限る。）
(2) 借地料及び借家料の場合
ア　事業成果報告書
イ　収支決算書（見込み）
ウ　領収書の写し又は請求書の写し

（補助金額の確定）

第１６条　市長は、伊勢原市地域集会所等設置補助金実績報告書が提出され、規則第１５条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第７条の交付決定の額（第１０条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市地域集会所等設置補助金確定通知書（第１２号様式）により通知するものとする。

（自治会の法人化）

第１７条　単位自治会が地域集会施設の新築又は増改築を行う場合は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２に基づき、市長に対して認可申請するものとする。

（神社社務局等との分離）

第１８条　単位自治会が神社又は寺から敷地を借用して地域集会施設を新築等する場合は、地域集会施設と社務所等を分離するものとする。この場合において、神社等の敷地と地域集会施設の敷地を明確に区分しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成１２年伊勢原市規則第３２号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

３　この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附　則（令和３年５月６日告示第１１９号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日告示第６６号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要望書

年　　月　　日

伊勢原市長　様

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年度において、伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付を要望します。

交付要望額　　千円

添付書類

（1）新築、増改築及び補修の場合

ア　事業計画書

イ　収支予算書

ウ　契約書の写し又は見積書の写し

エ　その他市長が必要と認める書類

（2）借地料及び借家料の場合

ア　借地料・借家料状況調書

イ　収支予算書

ウ　賃貸借契約書の写し又は使用を承諾した書類の写し

エ　その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第５条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金内定通知書

年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日付けで要望のありました伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、　　年　月　日までに伊勢原市地域集会所等設置補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額　　千円

（事務担当は、　　）

第３号様式（第６条、第９条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付（変更交付）申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　様

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　千円

添付書類

（1）新築、増改築及び補修の場合

ア　事業計画書

イ　収支予算書

ウ　契約書の写し又は見積書の写し

エ　その他市長が必要と認める書類

（2）借地料及び借家料の場合

ア　借地料・借家料状況調書

イ　収支予算書

ウ　賃貸借契約書の写し又は使用を承諾した書類の写し

エ　その他市長が必要と認める書類

第４号様式（第７条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年　　月　　日付けで申請のありました伊勢原市地域集会所等設置補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第６条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付決定額　　千円

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第５号様式（第８条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金事業着手届

年　　月　　日

伊勢原市長　様

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年　月　日付け伊勢原市指令（　）第　号をもって地域集会所等設置補助金の交付決定を受けた補助事業に着手しましたので、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

事　業　の　名　称	
施　　工　　場　　所	
施　工　業　者　名	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
事 業 着 手 年 月 日	年　　月　　日
事業完成予定年月日	年　　月　　日

第６号様式（第８条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金事業完成届

年　　月　　日

伊勢原市長　様

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年　月　日付け伊勢原市指令（　）第　号をもって地域集会所等設置補助金の交付決定を受けた補助事業が完成しましたので、伊勢原市地域集会所等設置補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり届け出ます。

事　業　の　名　称	
施　　工　　場　　所	
施　工　業　者　名	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
事業完成年月日	年　　月　　日

第７号様式（第１０条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　変更交付決定額　　千円
（変更前の交付決定額　　千円）

２　交　付　条　件

（事務担当は、　　）

第８号様式（第１１条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

伊勢原市長　様

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

次のとおり伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容
（変更前）

（変更後）

２　変更の理由

第９号様式（第１１条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、　　）

第１０号様式（第１４条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金交付請求書

年　　月　　日

伊勢原市長　様

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名　　㊞

年　月　日付け伊勢原市指令（　）第　号をもって交付決定のありました伊勢原市地域集会所等設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

１　交付決定通知額　　千円

２　既交付額　　千円

３　今回交付請求額　　千円

４　未交付額　　千円

５　添付書類
□伊勢原市地域集会所等設置補助金交付決定通知書の写し
□伊勢原市地域集会所等設置補助金変更交付決定通知書の写し
（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第１１号様式（第１５条関係）

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金実績報告書

年　　月　　日

伊勢原市長　様

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額　　千円

実　績　額　　千円

不　用　額　　千円

添付書類

（1）新築、増改築及び補修の場合

ア　事業成果報告書
イ　収支決算書（見込み）
ウ　工事完成（経過を含む。）写真
エ　領収書の写し又は請求書の写し
オ　検査済証の写し（建築確認申請書は、必要な場合に限る。）
カ　土地又は建物の登記簿謄本の写し（新築又は増改築の場合に限る。）

（2）借地料及び借家料の場合

ア　事業成果報告書
イ　収支決算書（見込み）
ウ　領収書の写し又は請求書の写し

第１２号様式（第１６条関係）

伊勢原市指令（　）第　　号

年度伊勢原市地域集会所等設置補助金確定通知書

代表者住所

自 治 会 名
代表者氏名

年　　月　　日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長　　印

１　補助金交付（変更交付）決定額　　千円

２　補 助 金 確 定 額　　千円

（事務担当は、　　）